

犬及び
ねこの

夜間展示が禁止
されました。

動物愛護管理法 の政省令等が 一部改正されました



 環境省
Ministry of the Environment

新しい

動物取扱業が追加されました

● 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて

競りの方法により行うこと(競りあつせん業)

● 有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと(譲受飼養業)

※詳細は裏面をご覧ください

犬及びねこの夜間展示が禁止されました。



- ！ 平成24年6月1日から、販売業者、貸出業者及び展示業者による犬及びねこの午後8時から午前8時までの展示が禁止されました。
- ！ 犬又はねこを顧客と接触させたり、譲り渡したり、引き渡す行為も禁止されます。
- ！ 午後8時を過ぎて、店舗内で他の商品の販売等を行う等店を開けている場合は、犬又はねこをバックヤードに移す、店舗内の飼養施設等を衝立、カーテン等で隠すなどして顧客から見えないようにしてください。
- ！ 顧客が飼養施設に立ち入ったり、カーテン等をめくらないように表示するなどの措置をとってください。
- ！ 成猫（生後1年以上のねこ）が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示する場合は、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの2年間、午後8時から午後10時の間は展示規制の対象外となります。
- ！ 日中でも長時間連続して犬及びねこの展示を行う場合は、その途中に展示を行わない時間を設けてください。
- ！ 今後、動物取扱業の新たな登録又は登録の更新を行う際は、申請書に営業時間を記載することになりました。

新しい動物取扱業が追加されました。



- ① **動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと(競りあっせん業)**
会場を設けていわゆる動物オークションを行う事業者のことで、インターネットオークション等会場を設けない場合は今回対象とはなりません。
- ② **有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと(譲受飼養業)**
有償で動物を譲り受けてその飼養を行う事業者のことで、譲り渡した側が飼養に必要な費用の全部又は一部を負担する場合、その動物を譲り受けた者は動物取扱業の登録が必要となります。

※上記の事業を新たに実施しようとする方は、動物取扱業の登録が必要となります。

※すでに事業を実施されている方は、平成25年5月31日までに事業所の所在地を管轄する自治体に登録の申請をしてください。